

**加東市国民健康保険
第3期 特定健康診査等実施計画 最終評価**

平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

令和6年3月
兵庫県加東市

目次

第1章 第3期 特定健康診査等実施計画	1
1 計画の背景・趣旨	1
(1) 計画策定の背景・趣旨	1
(2) 特定健康診査・特定保健指導を巡る国の動向.....	1
2 第3期計画における目標達成状況	1
(1) 全国の状況.....	1
(2) 加東市の状況	3
3 その他.....	7
(1) 計画の公表・周知	7
(2) 個人情報の保護	7

第1章 第3期 特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられてきた。

加東市においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取組んできたところである。

(2) 特定健康診査・特定保健指導を巡る国の動向

① エビデンスに基づく効率的・効果的な特定健康診査・特定保健指導の推進

わが国においては、厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な財政運営が必要とされており、国を挙げてエビデンスに基づく政策運営が進められている。

特定健診及び特定保健指導に関しても、第3期中に、大規模実証事業や特定保健指導のモデル実施の効果検証を通じたエビデンスの構築、並びにエビデンスに基づく効率的な特定健診及び特定保健指導が推進されてきたところである。

② 計画期間

本計画の期間は、平成30年度（2018）から令和5年度（2023）までの6年間である。

2 第3期計画における目標達成状況

(1) 全国の状況

特定健診及び特定保健指導の目標としては、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、並びにメタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、それぞれメタボ該当者、及びメタボ予備群該当者という。）の減少が掲げられている。

第3期計画においては、全保険者で特定健診受診率を令和5年度までに70.0%まで、特定保健指導実施率を45.0%まで引き上げることが目標とされていたが、令和3年度時点で全保険者の特定健診平均受診率は56.5%、特定保健指導平均実施率は24.6%となっており、目標値から大きく乖離していく目標達成が困難な状況にある（図表1-2-1-1）。市町村国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率も、全保険者と同様の傾向となっている。

図表1-2-1-1：第3期計画における全保険者及び市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標と実績

全保険者	市町村国保						
	令和3年度 実績						
	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和5年度 目標値	全体	特定健診対象者数		
					10万人以上	5千～ 10万人未満	5千人未満
特定健診平均受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%
特定保健指導平均実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、令和5年度までに平成20年度比25.0%以上減が目標として設定されていたが、令和3年度時点では13.8%減となっており、目標達成が厳しい状況にある（図表1-2-1-2）。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の該当者及び予備群の減少率は、保険者ごとに目標設定されているものではなく、特定保健指導の効果を検証するための指標として保険者が活用することを推奨されているものである。

図表1-2-1-2：第3期計画におけるメタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率の目標値及び実績

メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	令和5年度 目標値 全保険者共通	令和3年度 実績 全保険者
	25.0%	13.8%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(注) 平成20年度と令和3年度の該当者及び予備群推定数の差分を平成20年度の推定数で除して算出

(注) 推定数は、特定健診の実施率及び年齢構成比の変化による影響を排除するため、性・年齢階層別に各年度の特定健診受診者に占める出現割合に各年度の住民基本台帳の人口を乗じて算出

(2) 加東市の状況

① 特定健診受診率

特定健診受診率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を45%としていたが、令和4年度時点で39.0%となっている（図表1-2-2-1）。この値は、県より高い。

前期計画中の推移をみると令和4年度の特定健診受診率は39.0%で、平成30年度の特定健診受診率40.4%と比較すると1.4ポイント低下している。県の推移をみても、平成30年度と比較して令和4年度の特定健診受診率は低下している。

男女別及び年代別における平成30年度と令和4年度の特定健診受診率は、男性では55-59歳で最も伸びており、50-54歳で最も低下している。女性では55-59歳で最も伸びており、50-54歳で最も低下している（図表1-2-2-2・図表1-2-2-3）。

図表1-2-2-1：第3期計画における特定健康診査の受診状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	加東市_目標値	40%	41%	42%	43%	44%
	加東市_実績値	40.4%	41.9%	36.2%	37.7%	39.0%
	国	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	-
	県	35.1%	34.1%	30.9%	33.0%	34.2%
特定健診対象者数（人）	5,551	5,399	5,444	5,304	5,019	
特定健診受診者数（人）	2,244	2,263	1,970	2,001	1,959	

【出典】実績値：厚生労働省 2018年度から 2022年度特定健診・保健指導実施状況（保険者別）

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（KDB帳票を用いた分析においては以下同様）

図表1-2-2-2：年代別特定健診受診率の推移_男性

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
平成30年度	21.5%	20.7%	28.3%	17.8%	30.6%	43.7%	45.8%
令和1年度	21.7%	25.3%	26.2%	25.4%	30.8%	47.1%	46.8%
令和2年度	18.8%	25.4%	24.6%	26.4%	28.3%	38.2%	41.3%
令和3年度	17.1%	25.1%	23.5%	27.5%	26.8%	41.1%	42.8%
令和4年度	24.5%	24.8%	22.2%	30.2%	30.6%	45.0%	43.4%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度から令和4年度 累計

図表1-2-2-3：年代別特定健診受診率の推移_女性

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
平成30年度	25.2%	28.0%	31.3%	29.6%	43.7%	49.5%	47.4%
令和1年度	24.0%	28.3%	35.2%	33.5%	40.2%	50.2%	49.3%
令和2年度	26.2%	19.3%	32.3%	38.8%	33.7%	40.9%	41.8%
令和3年度	28.2%	22.4%	33.1%	33.8%	38.9%	43.4%	43.1%
令和4年度	22.8%	26.2%	26.3%	35.6%	39.1%	45.9%	44.5%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度から令和4年度 累計

② 特定保健指導実施率

特定保健指導実施率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を65%としていたが、令和4年度時点で48.2%となっている（図表1-2-2-4）。この値は、県より高い。前期計画中の推移をみると、令和4年度の実施率を平成30年度の実施率55.4%と比較すると7.2ポイント低下している。

支援区別にみると、積極的支援では令和4年度は34.7%で、平成30年度の実施率52.8%と比較して18.1ポイント低下し、動機付け支援では令和4年度は50.3%で、平成30年度の実施率56.3%と比較して6.0ポイント低下している（図表1-2-2-5）。

図表1-2-2-4：第3期計画における特定保健指導の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定保健指導 実施率	加東市_目標値	63%	63%	64%	64%	65%
	加東市_実績値	55.4%	53.5%	35.8%	40.8%	48.2%
	国	28.9%	29.3%	27.9%	27.9%	-
	県	25.4%	26.6%	26.8%	28.9%	30.0%
特定保健指導対象者数（人）	285	275	274	233	218	
特定保健指導実施者数（人）	158	147	98	95	105	

【出典】実績値：厚生労働省 2018年度から2022年度 特定健診・保健指導実施状況（保険者別）

図表1-2-2-5：支援区分別特定保健指導の実施率・対象者数・実施者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援	実施率	52.8%	38.5%	17.5%	38.5%
	対象者数（人）	72	65	63	52
	実施者数（人）	38	25	11	20
動機付け支援	実施率	56.3%	58.6%	43.1%	46.4%
	対象者数（人）	213	210	211	181
	実施者数（人）	120	123	91	84

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度から令和4年度 累計

※図表1-2-2-4と図表1-2-2-5における対象者数・実施者数の差は法定報告値とKDB帳票の差によるもの

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群該当者数

令和4年度におけるメタボ該当者数は432人で、特定健診受診者の22.2%であり、国・県より高い（図表1-2-2-6）。

平成30年度と比較すると、メタボ該当者数は減少しており、特定健診受診者に占める該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者に占める該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表1-2-2-6：特定健診受診者におけるメタボ該当者の推移

メタボ該当者	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者（人）	割合								
加東市	434	19.3%	482	21.2%	424	21.5%	458	22.9%	432	22.2%
男性	311	30.0%	346	32.9%	298	32.3%	322	34.6%	310	33.8%
女性	123	10.2%	136	11.2%	126	12.1%	136	12.7%	122	11.8%
国	-	18.6%	-	19.2%	-	20.8%	-	20.6%	-	20.6%
県	-	17.4%	-	17.9%	-	19.4%	-	19.3%	-	19.0%
同規模	-	19.2%	-	19.7%	-	21.3%	-	21.2%	-	21.2%

令和4年度におけるメタボ予備群該当者数は260人で、特定健診受診者における該当割合は13.3%で、国・県より高い（図表1-2-2-7）。

平成30年度と比較すると、メタボ予備群該当者数は減少しており、特定健診受診者における該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ予備群該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者における該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表1-2-2-7：特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者の推移

メタボ予備群	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者（人）	割合								
加東市	274	12.2%	243	10.7%	237	12.0%	219	10.9%	260	13.3%
男性	203	19.6%	169	16.1%	168	18.2%	158	17.0%	192	20.9%
女性	71	5.9%	74	6.1%	69	6.6%	61	5.7%	68	6.6%
国	-	11.0%	-	11.1%	-	11.3%	-	11.2%	-	11.1%
県	-	10.4%	-	10.4%	-	10.6%	-	10.6%	-	10.5%
同規模	-	11.0%	-	11.0%	-	11.1%	-	11.1%	-	10.9%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

該当者	腹囲	以下の追加リスク2つ以上該当
予備群	85 cm（男性） 90 cm（女性）以上	以下の追加リスク1つ該当
追加リスク	血圧 血糖 脂質	収縮期血圧130mmHg以上または、拡張期血圧85mmHg以上 空腹時血糖110mg/dL以上 中性脂肪150mg/dL以上または、HDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

3 その他

(1) 計画の公表・周知

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、作成及び変更時は、加東市のホームページにより公表し、広く内容等の周知を行う。

また、特定健診及び特定保健指導については、加東市のホームページ等への掲載、啓発用ポスターの掲示などにより、普及啓発に努める。

(2) 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の記録の保存に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を参考に、個人の健康情報を漏えいしないよう、厳格に管理した上で適切に活用する。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）を遵守し、情報の保存及び管理体制を確保する。外部への委託に際しては、委託先との契約書に個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めるとともに、委託先の契約遵守状況を適切に管理する。